

## 高年齢求職者給付金

**Q**、65歳以上の高年齢者が離職にともなう失業給付を受けるには、どうすればよいですか。

**A**、65歳以上で退職した高年齢継続被保険者に支給される失業給付を、高年齢求職者給付金といいます。この給付を受けるためには、次の2つの要件を満たすことが必要です。

- ①離職日以前1年間に雇用保険の加入期間が通算して6ヶ月以上ある
- ②働きたいという積極的な意思と、いつでも就職できる能力があり、積極的に求職活動を行っているにも関わらず、就職できずに失業の状態にある。

高年齢求職者給付金の支給を受けるためには離職後、住所を管轄するハローワークに離職票の提出と求職の申し込みを行い、受給資格者であることの認定を受けます。

認定日から失業の状態にあった日まで、通算して7日間経過しないと支給はされません。これを待期といいます。

また、正当な理由がなく自己都合で退職した場合には、待期の経過後さらに2ヶ月の給付制限があります。なお、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合には3ヶ月の給付制限となります。

待期および給付制限の経過後、ハローワークが指定する失業の認定日に来所し、失業の状態にあることの確認を受けた場合、給付金が一括で支給されます。支給額は、被保険者期間が1年未満であれば30日分、1年以上であれば50日分の基本手当に相当する額です。

支給を受けることができる期限(受給期限)は、離職日の翌日から1年です。これは求職申し込みまでの期限ではありません。受給資格認定が遅れた場合、期限を過ぎた日数分は支給されないため注意が必要です。

早めに求職の申し込み手続きをしてください。